


ベーシック傷害保険・グループ傷害保険 重要事項説明書の補足事項

AIG 損害保険株式会社

この補足事項では、ベーシック傷害保険・グループ傷害保険「重要事項説明書」において  マークを記載した事項およびその他ご留意いただきたい事項についてご説明しています。重要事項説明書とあわせてご確認ください。この補足事項でご説明する商品は、大同生命保険株式会社の生命保険とセットされたA I G損害保険株式会社の損害保険契約に限ります。

1. 事故が起こった場合の手続

- （1）保険金をお支払いする事故などが発生した場合は、30日以内に取扱代理店・扱者または弊社までご連絡ください。正当な理由なくご通知がない場合や、知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- （2）保険金請求権には時効（3年）がありますので、ご注意ください。
- （3）保険金を請求する際は、例えば次表のような「保険の約款」に定める書類のうち、弊社が請求した書類を提出していただく必要があります。なお、お支払いする保険金によって必要書類が異なります。

確認の内容	必要書類の例
本人・請求意思の確認	保険金請求書、印鑑証明書 など
請求権者であることの確認	戸籍謄本 など
保険事故発生の確認	交通事故証明書 など
損害額の確認	診断書、治療費領収書 など
その他	同意書（医療機関照会用）、 運転免許証（写） など

- （4）弊社では、保険金のご請求手続が完了した日からその日を含めて30日以内に保険金をお支払いすることとしておりますが、「保険の約款」に定める特別な調査などが必要な場合には、これを延長することがあります。詳しくは取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

2. 代理請求人制度

被保険者が保険金を請求できない状態にあり、かつ保険金を受け取るべき代理人（親権者、成年後見人など）がいない場合に、次の①～③の方により保険金を請求いただくことができます。

- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（※）
 - ②被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族（①の配偶者がいない場合または①の配偶者に保険金を請求できない事情がある場合）
 - ③①以外の配偶者（※）または②以外の3親等内の親族（①、②の方がいずれもいない場合または①、②の方いずれにも保険金を請求できない事情がある場合）
- （※）法律上の配偶者に限ります。

3. 保険証券の確認・保管

- （1）保険証券は、ご契約後、損害保険契約の保険料が最初に振り替えられた月の翌月中旬にお送りします。万一、到着しない場合は、弊社にご照会ください。
- （2）保険証券は、保険契約の内容が記載されている重要な書類です。内容をご確認いただき、記載内容が事実と異なる場合は、直ちに取扱代理店・扱者または弊社までご連絡ください。
- （3）保険証券は大切に保管してください。

4. 所定の手術とは

【ベーシック傷害保険】

次のAまたはBをいいます。

- 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（列挙されている手術は、公的医療保険制度を利用していない場合であっても、保険金のお支払い対象となります。）
ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術・授動術および抜歯手術を除きます。
- 先進医療に該当する手術


【グループ傷害保険】

所定の手術およびその倍率は次のとおりです。

対象となる手術	倍率
1. 皮膚、皮下組織の手術（単なる皮膚縫合は除く。） （1）植皮術、皮膚移植術、皮弁作成術、皮弁移動術、皮弁切断術、遷延皮弁術（いずれも25cm2未満は除く。）	20
（2） ^{ほん} 癒痕拘縮形成術、 ^ひ 顔面神経麻痺形成手術、動脈皮弁術、筋皮弁術、遊離皮弁術、複合組織移植術、自家遊離複合組織移植術	20
2. 手指、足指を含む筋、腱、 ^{けん} 腱鞘の手術（ ^{ぼってい} 筋炎手術および ^{ぼってい} 抜釘術を除く。） （1） ^{けん} 筋、 ^{けんしゅう} 腱、 ^{けんしゅう} 腱鞘の観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む。）	10
3. 手指、足指を含む四肢関節、 ^{じん} 靭帯の手術（ ^{ぼってい} 抜釘術を除く。） （1）四肢関節観血手術、 ^{じん} 靭帯観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む。）	10
（2）人工骨頭挿入術、人工関節置換術	10
4. 手指、足指を含む四肢骨の手術（ ^{ぼってい} 抜釘術を除く。） （1）四肢骨観血手術	10
（2）骨移植術（四肢骨以外の骨を含む。）	20
5. 手指、足指を含む四肢切断、 ^{ぼってい} 離断、再接合の手術（ ^{ぼってい} 抜釘術を除く。） （1）四肢切断術、 ^{ぼってい} 離断術（骨、関節の離断に伴うもの）	20
（2）切断四肢再接合術（骨、関節の離断に伴うもの）	20
6. 指移植の手術 （1）指移植手術	40

ベーシック傷害保険・グループ傷害保険 重要事項説明書の補足事項


AIG 損害保険株式会社

この補足事項では、ベーシック傷害保険・グループ傷害保険「重要事項説明書」において  マークを記載した事項およびその他ご留意いただきたい事項についてご説明しています。重要事項説明書とあわせてご確認ください。この補足事項でご説明する商品は、大同生命保険株式会社の生命保険とセットされたA I G損害保険株式会社の損害保険契約に限ります。

7. 鎖骨、肩甲骨、肋骨、胸骨観血手術（抜釘術を除く。）	10	(2) 虹彩癒着剥離術、瞳孔形成術	10
8. 脊柱、骨盤の手術（頸椎、胸椎、腰椎、仙椎の手術を含み、抜釘術は除く。）	20	(3) 虹彩離断術	10
(1) 脊柱・骨盤観血手術（脊椎固定術、体外式脊椎固定術を含む。）		(4) 緑内障観血手術（レーザーによる虹彩切除術は13. (2) に該当する。）	20
9. 頭蓋、脳の手術（抜釘術を除く。）	20	16. 網膜の手術	20
(1) 頭蓋骨観血手術（鼻骨および鼻中隔を除く。）		(1) 網膜復位術（網膜剥離症手術）	
(2) 頭蓋内観血手術（穿頭術を含む。）	40	(2) 網膜光凝固術	20
10. 脊髄、神経の手術		(3) 網膜冷凍凝固術	20
(1) 手指、足指を含む神経観血手術（形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術、縫合術、剥離術、移行術）	20	17. 水晶体、硝子体の手術	20
(2) 脊髄硬膜内外観血手術	40	(1) 白内障・水晶体観血手術	
11. 涙嚢、涙管の手術	10	(2) 硝子体観血手術（茎頭微鏡下によるものを含む。）	20
(1) 涙嚢摘出術		(3) 硝子体異物除去術	20
(2) 涙嚢鼻腔吻合術	10	18. 外耳、中耳、内耳の手術	
(3) 涙小管形成術	10	(1) 耳後瘻孔閉鎖術、耳介形成手術、外耳道形成手術、外耳道造設術	10
12. 眼瞼、結膜、眼窩、涙腺の手術（抜釘術を除く。）	10	(2) 観血的鼓膜・鼓室形成術	20
(1) 眼瞼下垂症手術		(3) 乳突洞開放術、乳突削開術	10
(2) 結膜嚢形成術	10	(4) 中耳根本手術	20
(3) 眼窩ブローアウト（吹抜け）骨折手術	20	(5) 内耳観血手術	20
(4) 眼窩骨折観血手術	20	19. 鼻・副鼻腔の手術（抜釘術を除く。）	10
(5) 眼窩内異物除去術	10	(1) 鼻骨観血手術	
13. 眼球・眼筋の手術	20	(2) 副鼻腔観血手術	20
(1) 眼球内異物摘出術		20. 咽頭、扁桃、喉頭、気管の手術	40
(2) レーザー・冷凍凝固による眼球手術	10	(1) 気管異物除去術（開胸術によるもの）	
(3) 眼球摘出術	40	(2) 喉頭形成術、気管形成術	40
(4) 眼球摘除および組織または義眼台充填術	40	21. 内分泌器の手術	20
(5) 眼筋移植術	20	(1) 甲状腺、副甲状腺の手術	
14. 角膜・強膜の手術	20	22. 顔面骨、顎関節の手術（抜釘術を除く。）	20
(1) 角膜移植術		(1) 頬骨・上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（顎関節鏡下によるものを含み、歯・歯肉の処置に伴うものは除く。）	
(2) 強角膜瘻孔閉鎖術	10	23. 胸部、食道、横隔膜の手術	20
(3) 強膜移植術	20	(1) 胸郭形成術	
15. ぶどう膜、眼房の手術	10	(2) 開胸術を伴う胸部手術（胸腔鏡下によるものを含み、胸壁膿瘍切開術を除く。）、食道手術（開胸術を伴わない頸部手術によるものを含む。）、横隔膜手術	40
(1) 観血的前房・虹彩異物除去術			

ベーシック傷害保険・グループ傷害保険 重要事項説明書の補足事項

AIG 損害保険株式会社

この補足事項では、ベーシック傷害保険・グループ傷害保険「重要事項説明書」において  マークを記載した事項およびその他ご留意いただきたい事項についてご説明しています。重要事項説明書とあわせてご確認ください。この補足事項でご説明する商品は、大同生命保険株式会社の生命保険とセットされたA I G損害保険株式会社の損害保険契約に限ります。

(3) 胸腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	10	(5) ファイバースコープまたは血管・バスケットカテ テル、バルーンカテーテルによる脳、咽頭、喉頭、食道、 気管、気管支、心臓、血管、胸・腹部臓器、尿管、膀胱、 尿道の手術（検査および処置は除く。）	10
24. 心、脈管の手術			
(1) 観血的血管形成術（血液透析用シャント形成術を除く。）	20		
(2) 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸または開腹術を伴うもの）	40		
(3) 開心術	40		
(4) その他開胸術を伴うもの	40		
25. 腹部の手術			
(1) 開腹術を伴うもの（腹腔鏡下によるものを含み、腹壁膿瘍切開術を除く。）	40		
(2) 腹腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	10		
26. 尿路系、副腎、男子性器、女子性器の手術			
(1) 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作によるものおよび膀胱内凝血除去術を除く。）	40		
(2) 尿道狭窄観血手術、尿道異物摘出術、尿道形成手術（いずれも経尿道的操作は除く。）	20		
(3) 尿瘻観血手術（経尿道的操作は除く。）	20		
(4) 陰茎切斷術	40		
(5) 睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	20		
(6) 卵管・卵巢・子宮・子宮附属器手術（人工妊娠中絶術および経腔操作を除く。）	20		
(7) 腔腸瘻閉鎖術	20		
(8) 造瘻術	20		
(9) 腔壁形成術	20		
(10) 副腎摘出術	40		
(11) その他開腹術を伴うもの	40		
27. 上記以外の手術			
(1) 上記以外の開頭術	40		
(2) 上記以外の開胸術（胸壁膿瘍切開術を除く。）	40		
(3) 上記以外の開腹術（腹壁膿瘍切開術および膀胱内凝血除去術を除く。）	40		
(4) 上記以外の開心術	40		